

令和4年11月25日
理 事 会 承 認

酸化エチレン(エチレンオキシド)の大気排出抑制に向けた取組について

一般社団法人 全国医学部長病院長会議

酸化エチレン(エチレンオキシド)は無色透明の気体であり、エチレングリコールや界面活性剤の化学合成原料の他、医療機器等の滅菌等に用いられます。一方、発がん性が強いことでも知られており、国際がん研究機関(IARC)の発がん性分類において、「ヒトに対する発がん性がある」とされるグループに1に分類されています。また、国内では化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき毒性評価が行われており、有害性評価値が吸入経路の発がん性で $9.20 \times 10^{-5} \text{mg/m}^3$ という値が示されています。

一方、環境省で実施している令和2年度有害大気汚染物質モニタリング調査によると、全国237地点中26地点で有害性評価値を超過する濃度の酸化エチレンが検出されました。このことから、大気環境中の酸化エチレン濃度を下げるため、令和4年10月18日付けで環境省より「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」が発出されました。

当会議として、環境省の取組に協力し、大気環境中の酸化エチレン濃度を下げるよう努めることといたします。

【全国医学部長病院長会議としての具体的な取組】

1. EO(エチレンオキシド)滅菌装置の代替滅菌(LTSF 滅菌、過酸化水素ガスプラズマ滅菌、過酸化水素ガス滅菌)へ移行する。
2. EO 滅菌を外部委託する場合は、滅菌業者に問合せの上、排ガス処理装置を適切に使用していることを確認する。
3. EO 滅菌装置を買い換える場合は、排ガス処理装置をセットで購入する。
4. 排出量が多いEO 滅菌装置を有する病院については、機器の買い替えを待たずとも、積極的に代替滅菌へ移行または排ガス処理装置を導入する。
5. 上記の取組状況や酸化エチレン排出実態を把握するための調査を実施する。